

新型コロナウイルスに関する対応などについて

市民の皆様へ

現在、新型コロナウイルスが世界規模で感染拡大しており、幸手市内でも、感染事例が確認されています。国からは、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出され、埼玉県も対象となっております。

市では、新型コロナウイルス対策本部を設置し、感染拡大防止に全力で取り組んでおりますが、市民の皆様一人ひとりが出来る感染拡大を避ける行動が、大変重要であります。

市民の皆様には、不要不急の外出の自粛とともに、手洗いの励行とアルコール消毒の徹底、咳エチケットに加え、「3つの密」と言われる「換気の悪い密閉空間」「人の密集」「近距離での密接した会話」を避けていただきますことを、強くお願いいたします。

また、医療従事者の皆様におかれましては、市民の皆様の健康・命を守るためにご尽力をいただき、心よりお礼申し上げます。今後も、感染拡大防止、また、医療崩壊を防ぐ観点からも、医療機関との協力体制の推進を図ってまいりますので、お力添えをたまわりたいと存じます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、常に緊張感を持った対応が大切です。市民の皆様の一人ひとりの行動が、自分を守り、大切な人を守ることにつながります。改めまして、ご理解とご協力を、切にお願いいたします。

令和二年四月十五日 幸手市長 木村 純夫



市長メッセージ 動画配信

幸手市では「幸手市新型コロナウイルス対策本部」を設置し、感染拡大防止に全力で取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、また、市民のみなさんの健康と安全の確保のため、つぎの対応へのご理解とご協力をお願いします。

市民のみなさんへ

医療機関への通院、食料、医療品、生活必需品の買い出し、職場への通勤など生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出を自粛するようお願いいたします。

事業者のみなさんへ

多数の人が参加するイベント開催などの自粛をお願いします。

生活必需品などの物資の確保について

事業者のみなさんには、市民のみなさんが安心して購入できる環境を整えていただくとともに、市民のみなさんは冷静な対応をお願いします。

市立幼稚園および市内小・中学校について
4月9日(木)から5月6日(水・祝)まで
臨時休業とします。

埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター

<相談の目安>

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様。)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある
- ※高齢者や妊婦、基礎疾患のある人は上記症状が2日以上続く場合。

新型コロナウイルス感染症の予防に関すること、心配な症状が出た時の対応などのご相談は、「埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター」へ

☎ 0570(783)770・FAX 048(830)4808 ※24時間対応(日本語にのみ対応)。

幸手市新型コロナウイルスに関する問合せ窓口

新型コロナウイルスの感染者に関すること・健康に関すること / 健康増進課 ☎ 0480(42)8421
市の新型コロナウイルス対策に関すること / 危機管理防災課 ☎ 0480(43)1111 内線 584
※受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分～午後5時15分。

医療機関への受診の際のお願い

- ・発熱や咳など体調不良を感じたら、まず「かかりつけ医に電話」で、受診のタイミングや家庭での過ごし方などについて相談してください。
- ・受診の際は、マスク着用をお願いします。
- ・PCR検査は、肺炎などの重症な人から実施されます。軽症の人には実施されない場合もありますので、ご了承ください。
- ・心配な人は、遠慮なくかかりつけ医にご相談ください。一度受診したら、受診先を変えず1か所の医療機関に継続して受診してください。症状や診察所見の変化を的確にとらえることができます。

中小企業者向け融資のご案内

【埼玉県制度融資(コロナ対応)】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障をきたしている中小企業者への融資制度。申し込みには下記、商工観光課が発行する認定書が必要になります。

■経営安定資金(セーフティネット保証4号)

売上高が15%以上もしくは20%以上減少している事業者が対象。

■経営あんしん資金(セーフティネット保証5号)

売上高が減少している、もしくは減少見込みである事業者が対象。

※詳細は、お問い合わせください。

問合せ 幸手市商工会 ☎ 0480(43)3830

【幸手市セーフティネット保証制度】

■4号保証のご案内(令和2年6月1日まで)

突発的災害(自然災害など)の発生に起因して売上高などが減少している中小企業者を支援するための措置。

■5号保証のご案内

(全国的に)業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置。

問合せ 商工観光課 ☎ 0480(43)1111 内線 594

一人ひとりができる3つの感染症対策

こまめな手洗い・咳エチケット・健康管理!

①接触感染予防のために『こまめな手洗い』

外出後や帰宅時、調理の前後、食事前、トイレの後などこまめに手を洗いましょう。

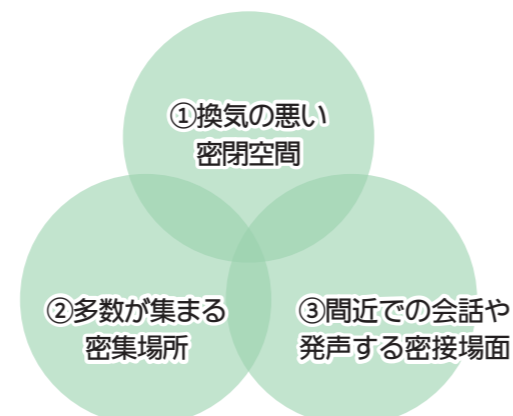
②飛沫感染予防のために『咳エチケット』

咳やくしゃみが出るときは、つばなどの飛沫に、ウイルスを含んでいるかもしれませんので、咳エチケットを心がけましょう。自らを予防すると同時に、周りの人への気配りにもなります。

③普段からの『健康管理』

十分な睡眠とバランスの良い食事を心がけ、免疫力を高めましょう。発熱などの風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控えましょう。発熱などの風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しましょう。

3つの密(密閉・密集・密接)を避けましょう!



3つの密が重なる場所が集団発生のリスクが高い!